

飯南町農業委員会委員募集要項

1 募集人数

14名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

飯南町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導及び監視業務等。

5 委員報酬

月額10,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 他法令で兼職禁止の規定がある者
- (4) 飯南町の職員(地方公務員法適用者)

7 推薦及び応募に係る手続等

既定の様式に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により飯南町産業振興課まで提出してください。

(1) 推薦及び募集様式

農業者等が推薦する場合	【様式1】
法人又は団体が推薦する場合	【様式2】
応募する場合	【様式3】

(2)様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、飯南町のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
飯南町産業振興課	〒690-3513 飯南町下赤名880	0854-76-2214
飯南町役場頓原基幹支所	〒690-3207 飯南町頓原2064	0854-72-0311
飯南町役場来島支所	〒690-3401 飯南町野萱300-1	0854-76-2393
飯南町役場志々支所	〒690-3312 飯南町八神117-1	0854-73-0001

(3)添付書類

- ア 被推薦者又は応募者の本籍の記載がある住民票(発行後3箇月以内のもの)
- イ 被推薦者又は応募者が町外の者であり、かつ、認定農業者(農業経営改善計画認定書提出済の者(以下「認定申請中の者」という。))を含む)である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類等の写し。
ただし、認定申請中の者については、町が指定する日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。
- ウ 認定農業者のOB、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員、地域計画に位置付けられた農業者、指導農業者は、それぞれ証明する書類の写し。(詳しくは産業振興課までお問い合わせください。)

8 受付期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木) (必着)

- ※ 持参される場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- ※ 書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に飯南町のホームページ等により公表します。

9 選定方法

提出された書類をもとに選定し、必要に応じて面接等を行う場合があります。結果については、6月中旬に飯南町のホームページ等により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

10 推薦及び募集に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒690-3513

飯南町下赤名880番地

飯南町産業振興課

電話0854-76-2214

11 その他

受付期間の中間及び期間終了後に、飯南町のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1)推薦者(個人)については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2)推薦者(法人又は団体)については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3)被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4)推薦又は応募の理由
- (5)推薦者が被推薦者を飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が飯南町農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6)被推薦者の数及びそのうち認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数
- (7)応募者の数及びそのうち認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数